

活動重点日

- 4月 7日(火) こどもと高齢者の交通安全の日
 4月 8日(水) 横断歩道おもいやりの日
 4月10日(金) 絶対にしない!させない!飲酒運転根絶の日
 4月10日(金) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一指定日)
 4月13日(月) シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日
 4月15日(水) 自転車安全利用の日



自転車の交通違反に青切符導入

令和8年
4月1日
から

取締りの対象年齢は
16歳以上!

自転車等に対する交通反則通告制度が
適用され、反則金が科されます。

※交通反則金制度とは、比較的軽微な交通違反(交通反則)を交際し、違反者が反則金を納付すれば罰金刑を科さない制度です。

こんな違反は反則金の対象です!(違反の一例です)

携帯電話使用等(保持)	信号無視	一時不停止
反則金 12,000円	反則金 6,000円	反則金 5,000円
右側通行等	傘さし	イヤホン等の使用(公安委員会指定道路)
反則金 6,000円	反則金 5,000円	反則金 5,000円

ルールを守ろう!

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

富山県自転車商業協同組合 日本損害保険協会富山損保会 富山県警察

★自転車安全利用五則★

- ①車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



免許は無くてもドライバー
～ルールを守って責任ある運転を!～

【自転車の指導取締りの基本的な考え方】

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場での「指導警告」を行います。ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような「悪質・危険な違反」であったときには、取締りを行います。

車道での側方接触事故を防止するため、自転車等の安全を確保しましょう



令和8年4月1施行・道路交通法一部改正

車が自転車等を追い抜く際に、自転車等の安全を確保するための規定が新設!

自動車等(自動車、一般原動機付自転車)が自転車等(自転車、特定小型原動機付自転車など)を追抜く際に十分な間隔がない場合...

- 自動車等は...間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。
- 自転車等は...できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

令和8年

春の全国交通安全運動

富山県推進要綱

期 間

4月6日(月)～4月15日(水)

スローガン

ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪



運動重点

- ①通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ②「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

富山県交通対策協議会

富山県・富山県警察・富山県教育委員会・市町村・(公財)富山県交通安全協会

運動の 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、県民一人ひとりが交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与することを目的とする。

重点 01

通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

1 歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- ① 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ② 「ゾーン 30 プラス」等による生活道路対策の推進
- ③ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正利用に関する広報啓発の推進
- ④ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が 30 キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

《正しい横断ルール》

- ① 横断歩道を渡ること
- ② 信号機の信号に従うこと
- ③ 横断する意思を明確に表すこと（ハンドサインの実践）
- ④ 安全を確認してから横断すること
- ⑤ 横断中も周りに気を付けること

《正しい通行ルール》

- ① 右側通行 ② 歩道通行

2 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

- ① 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合など、交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
- ② 歩行者に対する基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知及びハンドサインの実践
- ③ 歩行中の幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）を踏まえた交通安全教育の推進
- ④ 日常生活や教育現場における保護者等からのこどもへの教育を促す取組の推進
- ⑤ 高齢者自身が身体機能の変化を理解し、安全な行動を実践するための交通安全教育の推進
- ⑥ LED 用品・反射材の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の促進
- ⑦ 「ヒヤリマップ」の作成による危険箇所の周知と安全行動の実践



重点 02

「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

1 「ながらスマホ」の根絶

- ① 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- ② 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

2 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ① 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識向上のための交通安全教育・広報啓発の推進
- ② 横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ③ ハイビームの活用励行（※夜間の対向車や先行車がない場合）



3 高齢運転者の交通事故防止

- ① 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育と広報啓発の推進
- ② 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（サポカー）の普及啓発
- ③ サポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- ④ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の周知の推進
- ⑤ 運転免許証の自主返納制度と各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

4 飲酒運転の根絶

- ① 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動の推進
- ② 「飲酒運転を絶対にしない！させない！」という規範意識の確立
- ③ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動の促進
- ④ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進



5 妨害運転等の防止

- ① 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- ② ドライブレコーダーの普及についての広報啓発の促進

運動の 進め方

各推進機関・団体等は、相互に連携を図るとともに、それぞれの家庭、地域、職場、学校等において実情に応じた活動を推進し、県民をあげての運動となるよう努める。

6 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ① 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知とその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- ② シートベルトとチャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底
- ③ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- ④ 高速バス等の乗車時における全ての座席でのシートベルト着用徹底の指導と広報啓発の推進



7 外国人運転者の交通事故防止対策

- ① 母国との交通ルールの違い等を理解するために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進
- ② レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知
- ③ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進
- ④ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化
- ⑤ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進



8 二輪車運転者に対する広報啓発

- ① 二輪車の特性の周知とヘルメットやプロテクターの正しい着用等による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ② 若年層のみならず、中高年ライダーに対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
- ③ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

重点 03

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

1 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- ① 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた広報啓発の推進
- ② 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けの促進
- ③ 幼児二人同乗用自転車の特性を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- ④ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の推進
- ⑤ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

2 自転車利用時の交通ルール遵守と新たなルールの周知

- ① 交通反則通告制度が導入されたことを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法の周知と遵守の徹底
- ② 自転車通行空間が整備された箇所の通行方法の周知と遵守の徹底
- ③ 信号の遵守や交差点での一時停止のほか、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ④ 改正道路交通法により、施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- ⑤ 自転車配達員への街頭指導や飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進



3 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- ① 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
- ② シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進
- ③ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解と遵守の徹底を促す取組の推進

